

FAX送信先: 審査部門
 FAX送信方向 **03-5620-2910**

サイン
 または
 印

JID トリオN
賃貸保証委託申込書(法人用)

お客様がお申込される会社名(乙) **日本賃貸保証株式会社**
 千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4

1枚目 申込書(法人様控)

私(お申込者)は、裏面の「個人情報取得・利用・提供等に関する条項」及び「契約条項(お申込みの内容)」に同意の上、申込みをします。

契約締結日(保証料受領日) 西暦 年 月 日

太枠内に漏れなくご記入ください。チェックボックスには をご記入ください。

トリオン申込者	会社名	フリガナ	契約書にご捺印ください。	業種				
	代表者名			主たる業務内容				
	所在地	〒	電話番号					
	ご担当者名	フリガナ	FAX番号					
	所在地	〒	所属					
	勤務地	〒	役職					
			電話番号					
			FAX番号					
	資本金	万円	年商	万円	従業員数	人	上場	<input type="checkbox"/> 上場 <input type="checkbox"/> 非上場
	取引銀行		主要取引先		設立	西暦	年	月 日
転居理由								

代理店名		担当者氏名	
電話番号		(管理ソフト顧客番号)	
FAX番号			
代理店コード	-	保証番号	

契約年数(更新)	年毎	初回保証料率(毎月支払総額×)	%	初回保証料金額	円
----------	----	-----------------	---	---------	---

↓ 法人の場合、賃貸借契約上の『連帯保証人』または『連名契約』が必要となります。会社代表者様もしくは入居者様でお願いします。↓

会社代表者	お名前	フリガナ	自宅電話					
		<input type="checkbox"/> 連帯保証人 <input type="checkbox"/> 連名契約	携帯電話					
	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	西暦	年	月	日(才)	国籍
	ご住所	〒	お住い	<input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 社宅・寮 <input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 家族所有				
居住年数	年	ヶ月	月収	万円	ご家族	<input type="checkbox"/> 独身(家族別居) <input type="checkbox"/> 独身(家族同居) <input type="checkbox"/> 既婚・子供なし <input type="checkbox"/> 既婚・子供(人)		

物件用途	<input type="checkbox"/> 住居用 <input type="checkbox"/> 事業用 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他()		
物件名称	フリガナ	号室	
所在地	〒		
敷金	円	家賃	① 円
礼金	円	管理費共益費	② 円
保証金	円	駐車場	③ 円
敷引	円	その他	④ 円
毎月支払総額※	①+②+③+④ 円		

※右記毎月支払総額の外に、別途集送金手数料がかかります。

※毎月の約定日「毎月27日(土日・祝日は翌営業日)」に引落ができなかった場合、再請求事務手数料600円(税別)がかかります。
 ※引落日前日までにお支払口座にご入金ください。(当日入金ですと引落ができません。)

入居者	お名前	フリガナ	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	続柄		生年月日	西暦	年	月	日	年齢	才	携帯電話・自宅電話
			<input type="checkbox"/> 連帯保証人 <input type="checkbox"/> 連名契約				月	日						
		フリガナ	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女				月	日						

※ゆうちょ銀行又はゆうちょ銀行以外の金融機関のどちらかをご指定ください。

お支払口座	ゆうちょ銀行				ゆうちょ銀行以外の金融機関			
	種目コード	契約種別コード	払込先加入者名	三菱UFJニコス株式会社	銀行	信用金庫	組合	支店 御中
	166	34	払込先口座番号	00190-5-73326				
	※ご契約の際にお支払い口座をご記入いただきます。							
	フリガナ	金融機関お届出印	3枚目にご捺印ください。	払込日	毎月27日(休業日の場合は翌営業日)	CREPiCO利用	<input type="checkbox"/> 利用	

このお申込書をご使用いただく場合には、ご契約時に再度ご記入いただきます。予めご了承ください。

お申込者様には、お申込受付後、お申込確認を下記番号よりご連絡いたします。
審査確認専用ダイヤル ☎0120-641-060
 ※ご都合によりJIDからの電話にお出になれない場合は、上記審査専用ダイヤルまで折り返しご連絡ください。
 ※また、ショートメールサービスにより、お申込者様へご連絡依頼のお知らせをお送りする場合がございます。

jid 日本賃貸保証株式会社 〒292-0819 千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4

個人情報の取得・利用・提供等に関する条項

第1条 (利用範囲)

- 日本賃貸保証株式会社グループ（以下「乙」という）は、お客様（賃借人、以下「甲」という）から賃貸保証委託契約（以下「本件委託契約」という）のお申込書（含む契約時）に取得した以下の情報（以下「個人情報」という）を、関連する業務/サービス提供（賃貸保証業務、会員専用通信販売業務、生活支援融資資金貸付サービスなど）を充実・円滑に遂行することを目的として利用させていただきます。（1）個人情報について
 - 乙所定申込書に甲が記載した氏名・年齢・生年月日・住所（電話番号・勤務先・メールアドレス・家族構成・住居状況等の「属性情報」（含む、本件委託契約締結後乙が、甲及び緊急連絡先人から通知を受けける等により知り得た「変更情報」）
 - 本件委託契約に関する契約の種類・申込日・契約日・商品名・毎月の家賃・家賃支払方法等の「契約情報」
 - 本件委託契約に関する月々の家賃等の支払状況・履歴等の「取引情報」
 - 甲が申告した内容、及び緊急連絡先人の氏名・年齢・生年月日・住所・電話番号等の「支払能力判断のための情報」

（2）個人情報の提供について

- 乙は、賃貸保証業務及び関連する業務について、甲へ適切かつ正確にサービスを提供するために、以下の通り、個人情報の一部または全部を第三者に提供します。

【業務委託に伴う個人情報の提供について】

以下のグループ会社「賃貸保証」に関連する集金送金業務を委託します。集金業務に際しては、甲の口座番号等を金融機関に提供することがあります。
社 名：ジェイアディ総合管理株式会社
住 所：千葉県東津守羽島野6丁目21番地4
電話番号：03-4232-2510
個人情報保護管理者：取締役
ホームページアドレス：http://www.jiids-net.co.jp/

【その他の個人情報の提供について】

本件委託契約を締結された甲に対して生活支援に関するインターネットを利用した通信販売及び各種情報提供、生活支援融資資金貸付サービスに関する情報提供を行うため、以下の情報を後記のグループ会社に提供します。
提供する情報・氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、契約日、契約期間。
なお、乙は、上記内容について、甲のうち同意を得られた者の個人情報のみを提供します。

通信販売及び各種情報提供する会社
社 名：株式会社ホームマスター24
住 所：千葉県東津守羽島野6丁目21番地4
電話番号：03-4232-2510
個人情報保護管理者：取締役
ホームページアドレス：http://homemester24.com/

生活支援融資資金貸付サービス提供する会社
社 名：ジェイアディ総合管理株式会社
住 所：千葉県東津守羽島野6丁目21番地4
電話番号：03-4232-2510
個人情報保護管理者：取締役
ホームページアドレス：http://www.jiids-net.co.jp/

第2条 (個人情報の取得・利用同意)

- 甲は、個人情報を乙が取得・利用することに同意します。
- 甲は、本人確認のために、乙が甲の運転免許証・パスポート等の証明書の記載内容を確認（含む、写しの手入）することに同意します。
- 乙より甲に対し、賃料等未納や提出書類の不備等のご通知事項がある場合に、SMS通知サービスを利用してメールを送ることに同意します。なお、H25年9月以降、同一サービスを利用する際、a)携帯電話のアプリインストールに關らずSMS内に電話番号やURLを入れてお直しします。

第3条 (個人情報の写真関連業務以外の利用・提供等の同意)

- 甲は、乙が次の各号のいずれかの場合に第1条に定める個人情報を利用することに同意します。
 - (1) 宣伝物・印刷物の送付、メール配信・電話告知など、甲向け営業活動等のために利用する場合。
 - (2) その他、販売活動・甲向け営業活動のために利用する場合。
 - (3) 賃料等未納や提出書類の不備等のご通知事項がある場合。
- 甲は賃借人、及び資金者が甲との賃貸借契約更新・管理等を目的に第1条に定める個人情報と乙から提供を受け利用することへ何ら異議なく同意します。

第4条 (提携先及び個人情報情報機関の利用について)

- 甲は、乙が甲の支払能力の調査のために乙の提携先に照会し、甲の申込情報が登録されている場合には、それを利用することに同意します。

第5条 (家賃債務保証情報取扱機関への登録・利用)

- 甲は、乙が甲への借または借後の管理のために、甲に関する個人情報について乙の加盟する家賃債務保証情報取扱機関に照会すること、及び甲に関する個人情報登録されている場合に乙がそれを利用することに同意します。
- 甲は、本件委託契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報乙の加盟する家賃債務保証情報取扱機関に以下の表に定める期間登録され、乙の加盟する家賃債務保証情報取扱機関の会員より甲の賃料等の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、住所、電話番号等の本人情報	下記のいずれかが登録されている期間
本件委託契約に関する申込をした事実	乙が家賃債務保証情報取扱機関に照会した日から6ヶ月間
本件委託契約に関する客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後債務がなくなつてから5年間

- 家賃債務保証情報取扱機関に登録する情報は、以下の事実です。
 - (1) 甲の氏名、生年月日、住所、電話番号、月額賃料等
 - (2) 甲の滞納額
 - (3) 甲・乙または甲・賃借人間の係争事実

第6条 (個人情報の提供等の同意)

甲は、乙が債権回収業務に関する特別措置法に基づき、債権回収会社に債権回収の委託（含む、債権譲渡）をする場合、第1条により取得した個人情報債権回収会社に提供することに同意します。

第7条 (個人情報の開示・訂正・追加・削除)

甲は、乙に取得されている自己に関する個人情報を乙の所定の方法により開示するよ

う請求する事が出来るものとします。（この開示により、情報内容が不正確、または誤りであることが判明した場合には、乙はこの結果に基づいて速やかにその訂正、追加または削除に応じるとします。）

第8条 (本件委託不同意の場合の措置)

- 甲が本件委託契約において必要記載事項（本件委託契約書表面に記載すべき事項）の記載を希望しない場合、及び本条項の内容の全部、または一部を承認出来ない場合は、乙は本件委託契約を拒否するものとします。但し、本条項の第3条1項に同意しない場合は、これを理由乙が本件保証委託契約を拒否することは、ないものとします。
- 賃借人またはその代理人が、別途「保証約款」に定める個人情報の取得・利用・提供等不同意の場合は、乙はこれを理由に本件委託契約を拒否する場合があります。

第9条 (審査結果の連絡)

甲は、乙が甲からの申込に基づき、乙が審査した審査結果を取次会社または賃借人に通知することに同意します。なお、乙は甲及び取次会社または賃借人に対し、審査結果に関する理由等は開示しません。

第10条 (個人情報の管理)

乙は、その管理下にある個人情報の紛失、誤用、改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。個人情報は権限を持つ利用者のみがアクセス出来る安全な環境下に保管するよう努めます。

第11条 (問合せ窓口及び個人情報保護管理者)
個人情報の開示・訂正・追加・削除に関する請求窓口、及び個人情報に関するお問合せは下記のとおりとします。

社 名：日本賃貸保証株式会社
住 所：千葉県東津守羽島野6丁目21番地4
電話番号：03-4232-8080
個人情報保護管理者：取締役

賃貸保証委託約款

私（賃借人、以下「甲」という）と日本賃貸保証株式会社（以下「乙」という）は、本件記載物件（以下「本物件」という）に関する原質賃貸契約（一時使用契約・利用契約を含む）、以下「原質賃貸契約」という）に基づく甲の賃借人に対する債務につき、賃貸保証委託契約（以下「本件委託契約」という）を締結します。

第1条 (賃貸保証の委託)

- 本件委託契約は原質賃貸契約等に基づいて発生する債務について、甲は乙に対し連帯保証人であることを委託し、乙はこれを受託します。本書は、「保証書等のご通知」により、乙から甲に通知された承認番号が記載されていない場合、及びご通知書に記載された承認番号と異なる番号が記載されている場合には、これを無効とします。
- 甲が法人の場合には、甲の代表者または入居者・使用者・利用者が原質賃貸契約の連帯保証人であるときに限り、本件委託契約を締結することが出来ます。但し、この場合でも、乙が甲の代表者または入居者・使用者・利用者による連帯保証人を不要とする旨を認められたときは、この限りではありません。
- 賃借人または、その借主が本物件を第三者に売却した場合、本件委託契約は終了します。但し、新賃借人及び乙が保証約款につき同意した場合は、本件委託契約を継続することが出来ます。

第2条 (保証料)

- 甲は、表面記載の保証料を表面記載の方法により、乙に支払います。
- 保証料を表面記載の毎月支払総額に保証料率を乗じて算出した場合において、契約期間内に表面記載の毎月支払総額が30,000円以上増額された場合には、乙は甲に対し、増額分に相当する保証料（差額に保証料率を乗じて算出する）を追加保証料として請求することが出来るものとします。
- 賃借人は、保証料支払債務を甲に代わって支払うことが出来ます。この場合、これに基づき、求償権を甲に対して行使しないものとします。
- 原質賃貸契約等が中途解約され、本件委託契約が解約された場合でも、甲は保証料の返還を請求しません。

第3条 (本件委託契約の成立)

本件委託契約は、甲及び賃借人または賃借人代理人が本書を締結し、甲が保証料を支払ったときに、本件委託契約は成立します。

第4条 (保証の範囲)

- 次の各号に該当する債務について甲と連帯して保証します。但し、原質賃貸契約明記されていないことが条件となります。
 - (1) 原質賃貸契約等に基づいて発生した家賃・共益費・管理費・駐車場使用料・変動費等（以下「賃料等」という）。但し、本件委託契約書に明記されているものに限ります。
 - (2) 原質賃貸契約等の解除後における本物件の明渡し義務不履行によって生じた賃料等相当損害金。但し、第5条2項の明渡し完了の日を以って賃料等相当損害金に対する保証は終了します。なお、明渡月の日割賃料等を計算する場合、明渡月の実日数を分母に計算するものとします。
 - (3) 原質賃貸契約等解除後、本物件に生産物（車両も含む）がある場合、その搬出、運搬、保管、処分に必要な費用。
 - (4) 前各号の債務の履行に關し、訴訟等の法的手続きに必要な費用。
 - (5) その他、乙が相当と認めたとき。

第5条 (契約期間)

- 契約期間は、契約始期日より、契約年数満了の日までとします。更新の場合も同様とします。
- 原質賃貸契約等が終了し、明渡しが完了した場合には、本件委託契約は終了します。
- 本件委託契約期間中の契約期間の変更は認められません。但し、乙が承認した場合はこの限りではありません。
- 正当事由の有無に関わらず賃借人が甲に対して更新拒絶の通知をした場合には、本件委託契約は期間満了を以って終了します。

第6条 (保証内容の変更)

- 本件委託契約の内容に変更が生じた場合は、甲は乙に対し速やかにその変更内容を届出なければなりません。
- 前項よりして届出られた内容につき、乙が承認した場合には、本件委託契約は届け出通りに変更されます。

第7条 (本件委託契約の更新)

- 原質賃貸契約等が更新されるときは、本件委託契約も自動的に更新されるものとします。但し、正当事由の有無に関わらず、賃借人が甲に対し更新拒絶の通知をした場合、または賃借人が乙による保証を不要とする旨の意思を表明した場合、本件委託契約は期間満了を以て終了します。なお、第三者が保証料を支払った場合には、甲は、これに対して異議を述べないものとします。
- 甲は、更新後の保証料を、本件委託契約締結時に定めた方法で、預金口座振替規

定に基づく、自動引落により支払います。

- 乙は本件委託契約の更新を不相当とする事由が認められる場合には更新を拒絶することが出来ることを、利用する承諾します。
- 保料の領受金は、自動振替依頼した乙は原則発行しません。

- 本件委託契約を更新する場合、本件委託契約の内容の変更が認められない場合もあります。
- 甲は乙に対し、契約満了月の末日までに更新保証料を支払わなければならないものとします。甲が更新保証料の払込を滞遅したときは、甲は乙に対し、その額及びこれに対する甲より14.6％の割合および遅延損害金並びに請求のために要した費用を支払わなければならないものとします。

第8条 (定期借家契約)

- 本物件が定期借家契約の場合は以下の通りとします。
- 原質賃貸契約等が履行される場合でも、本件委託契約は入居者・使用者・利用者が変更した時点で終了します。
 - 原質賃貸契約等が中途解約を認めない場合でも、甲が賃借人または第三者に本物件を明渡し、自ら退去した時点で本件委託契約は終了します。この明渡した日以降、賃料等及び賃料等相当損害金は発生しないものとします。
 - 賃借人または賃借人代理人が原質賃貸契約等期間満了の事前通知義務を怠つたため、契約終了日が延期された場合であっても、第5条の契約期間満了日を以て本件委託契約は終了します。
 - 定期借家契約の再契約型の場合は、第7条の更新と同様の扱いです。
 - 原質賃貸契約等が借借期間の延長を認めている場合において、再契約を承認は新規申込と同様、乙指定の「賃貸保証委託申込書」を乙に送付した上で審査承認を得なければ保証は発生しません。但し、乙は当該申込を拒絶することが出来ます。

第9条 (保証債務の履行)

甲が原質賃貸契約等に基づき発生する債務の履行の全部または一部を遅延したため、乙が賃借人または第三者の履行を求められたときは、甲及び入居者・使用者・利用者から本物件の明渡しが完了し、全ての債務が確定した後、甲に対して事前に通知をすることなく弁済することが出来ます。

第10条 (求償権の範囲)

- 乙が保証料を支払ったときは、甲は乙に対し、その弁済額及びこれに対する弁済の日から甲より14.6％の割合および遅延損害金並びに弁済のために要した費用を支払わなければならないものとします。
- 前項に加えて、甲は乙に対し、甲に対する求償権の実行または保全のために要した費用を支払わなければならないものとします。
- 明渡しに関わる費用を乙が負担した場合も、前項と同様とします。

第11条 (事前求償)

甲について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙は保証債務の履行前であっても甲に対し、事前に求償権を行使することが出来るものとします。

- (1) 甲が破産手続開始の決定を受け、かつ、原質賃貸契約等の賃借人がその破産財団の配当に加わらないとき。
- (2) 原質賃貸契約等に基づく債務が弁済期にあるとき。

第12条 (敷金・保証金等の預り金の取扱い)
原質賃貸契約等に基づいて甲が賃借人に預託した敷金、保証金等については、本物件の明渡し完了後、甲の未払賃料等及び原状回復費用に充当した後、さらに余りがあるときは、甲が乙に支払うべき未払いの債務に充当されるものとします。

第13条 (債権譲渡)

甲は本件委託契約に基づき乙が第10条により取得する求償権を乙指定の会社に譲渡することを予め承諾します。

第14条 (勤務先等への連絡)

- 甲は、乙が甲の居室または携帯電話の電話番号に連絡をしても甲に連絡が取れない場合、乙が甲の勤務先または緊急連絡先に対し、甲の所在その他連絡方法を問い合わせることを証明したときは乙の限りではないものとします。
- 甲並びに緊急連絡先の個人または団体は、前項より乙からの問い合わせについて、乙に対し、名目や理由を問わず損害賠償を他の一切の請求をすることは出来ません。

第15条 (本物件内の立ち入り)

乙は、法令上認められる場合、または、甲について身体の異常その他緊急の事態が発生した可能性がある場合には、甲の承諾なしに室内に立ち入ることが出来ます。

第16条 (連絡要請)

甲が、原質賃貸契約等に基づいて発生した賃料等を滞納したとき、甲は乙に対し、速やかに連絡するものとします。また、原質賃貸契約等に関し敷金または保証金を差し入れたるの否にかかわらず、乙は甲に対し、物件の滞りに手紙を挟むなど連絡を要請するための適切な措置を講じることが出来ます。但し、物件の入退室を排除する物理的な措置は講じないものとします。

第17条 (明渡しの成立)

- 原質賃貸契約等の解除後、以下各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、本物件の明渡しが成立したとみなすことに同意します。
 - (1) 電気・ガス・水道の利用状況、郵便物の状況等から、甲が本物件において通常の生活を営んでいないと認められるとき。
 - (2) 本物件の鍵が賃借人に返却されたとき、または本物件の室内外に置かれ、明渡されたことが認められたとき。

第18条 (動産類の扱い)

- 第17条の明渡しの成立に限らず本物件の明渡しが成立した場合、甲は本物件に残置された動産類の所有権を放棄し、乙が当該動産類を搬出・運搬・保管・処分することに何ら異議を申し出ないものとします。
- 前項の場合において、乙が残置動産類（車両も含む、明らかなゴミ類は除く）を保管する場合、保管開始後1ヶ月以上経過したときは、乙は甲に対し、事前に通知することなくこれを処分または譲渡することが出来ます。
- 1項及び2項に關して発生する一切の費用は甲の負担とします。

第19条 (原質賃貸契約等の解除)

法令上認められている場合または賃借人の同意がある等の正当事由がある場合は、乙は甲に代わり原質賃貸契約等を解除することが出来ます。

第20条 (賃借権の承継)

- 甲の死亡等により債務の履行が出来なくなった場合について賃借権を正当に承継した同居者あるいは親族がいる場合は、契約期間終了まで当該承継人との間で本件委託契約は継続します。
- 前項に基づき賃借権を承継した者は、賃貸保証委託契約を再度締結しなければならないとします。また、乙が賃料等の集金、送金を行う商品については、賃借権を承継した者は乙に対して、別途、自身の名義の預金口座振替依頼書を提出しなければならないとします。

第21条 (集金、送金、保証金の前払い)

- 甲が原質賃貸契約等に基づいて賃借人に支払う賃料等の集金・送金業務は、乙が

- ら委託を受けた三銀J-エコス株式会社が行います。
- 集金は、預金口座振替規定に基づいて、甲の預金口座から引落す方法により集金します。なお、利用出来る口座は甲の申告書に記載の口座のみとします。
- 賃料等の引落日は、毎月27日（金融機関が休業日の場合は営業日）とします。なお、賃料等の賃料等送金手数料は、甲の負担とし、引落時にかかります。
- 乙は、集金した賃料等の買入人への送金を「保証契約書または保証約款」に基づいて行います。
- 第3項の期日引落しが出来なかった場合は、乙が、賃借人に保証金（未納賃料等相当額）を前払いします。（なお、乙は、甲及び入居者・使用者・利用者から本物件の明渡しが完了し、全ての債務が確定した後保証債務を支払うものであり、本項による乙の保証金の前払いは保証債務の履行として未納賃料等を弁済するものではありません。）引落結果の内容により、次回引落し手数を定める場合があります。
- 前項の場合、甲、乙の請求に基づいて、未納賃料等及び再請求事務手数料600円（税別）を支払うものとします。支払う方法は、金融機関への振込みまたはコンビニエンスストア等の払込みになります。但し、振込みの合計みに要する費用は、甲の負担とします。なお、賃料等と、更新保証料等の合計が30万円を超える場合にはコンビニエンスストアで提出出来る払込票は発行されません。
- 甲が未納賃料を支支払い、その額が未払い賃料の全額に満たないときは、以下の順序に従って当然に充当されるものとします。但し、支払時期の古いものから順に充当します。
 - (1) 更新保証料等、乙に対する債務
 - (2) 未納賃料等
 - (3) その他債務

第8条 甲が本件委託契約締結時に賃料等を支払った月（期間）と振替開始日によって乙が賃料等を集金する予定の月（期間）との間に、賃料等未払月（期間）が発生する場合は、乙が賃借人に対し、当該賃料等未払月（期間）の賃料等相当額の保証金を前払いすることがあります。この場合、甲は、乙の請求に代って、6項と同様の方法により当該未払賃料等を支払うものとします。但し、甲は、請求と入れ違いに賃借人に当該賃料等を支払うときは、その旨を乙に通知するものとします。

第22条 (請求書等の郵便物の返送等)

- 甲指定の住所に郵送した請求書等の郵便物が滞着または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに到着したものとします。
- 同一集金口座で郵便物の送付先住所が複数ある場合には、甲の承諾無く乙は送付先住所をそのうちの一つに変更する場合があります。

第23条 (反社会的勢力の排除)

- 甲は、乙に対し、本件委託契約期間中の何時においても、以下の各号の事実が真実であると乙を表明し、保証しななければならないとします。
 - (1) 暴力団、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」という）ではないこと。
 - (2) 反社会的勢力等が事業活動を支配し、または反社会的勢力等に不当な資金提供を行うこと、社会的に不当な関係を有する個人または法人、その他の団体ではないこと。
 - (3) 取締役、監査役、従業員が反社会的勢力等の個人または法人、その他の団体ではないこと。
 - (4) 甲は乙に対し、もしくは乙との関係会社の従業員に対し、暴力、脅迫、詐術等その他の違法、または不当な手段を用いて要求を行う、その他の不法行為を行わないこと。

- 甲は、前項各号の表明及び保証の内容が真実に反するおそれがあることを知ったときは、直ちに書面を以てその内容を乙に通知しなければならないとします。
- 乙は、甲が1項各号の表明及び保証に違反しているおそれがあると認めるときは、何らの催告を要することなく、書面を以て通知することにより、本件委託契約を解除し、本件委託契約に基づく一切の義務を免れることができるものとします。但し、甲が客観的に合理的な根拠を以て、1項各号の表明及び保証に違反していないことを証明したときは乙の限りではないものとします。
- 前項に定める場合のほか、甲が以下いずれかに該当したときは、乙は、何らの催告を要することなく、無条件で本件委託契約を解除し、本件委託契約に基づく一切の義務を免れるものとします。
 - (1) 本物件または本物件に係る共用部分に反社会的勢力等を居住または、出入りさせた場合。
 - (2) 本物件または本物件に係る共用部分に反社会的勢力等であることを感知させた名称、看板、代紋、燈台等の物件を掲出した場合。
 - (3) 3項4項の場合において、甲は、乙が受けた損害を賠償しなければならないとします。
 - (4) 3項4項に従い、乙が本件委託契約を解除したときにより甲が損害等を受け場合であっても、乙は甲に対して、何らの損害賠償等をする義務を負わないものとします。
 - (5) 3項4項に従い、乙が本件委託契約を解除した場合、乙は、既に支払いを受けた保証料を甲に返還する義務を負わないものとします。

第24条 (管轄裁判所)

本件委託契約に基づく訴訟その他紛争については、本物件の所在地及び乙の本社または支店の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を以て管轄裁判所とします。

第25条 (その他事項)

本件委託契約に定めのない事項については、民法、その他法令及び慣行に従い、双方誠意を以って協議、解決するものとします。

第26条 (問合せ窓口)

- 原質賃貸契約等についてのお問合せは、賃借人または代理人にご連絡ください。
- 本件委託契約についてのお問合せは、日本賃貸保証株式会社にご連絡ください。
- 引落し・コンビニエンスストア等の支払いについてのお問合せは、ジェイアディ総合管理株式会社にご連絡ください。

JIDJ01H 2016.05現在

賃貸保証委託契約についてのお問合せ・ご相談は…

社名：日本賃貸保証株式会社
住所：〒292-0819 千葉県東津守羽島野6丁目21番地4
電話番号：03-4232-8080
営業時間：平日9：00～18：00

引落・コンビニ支払についてのお問合せ・ご相談は…

社名：ジェイアディ総合管理株式会社
住所：〒292-0819 千葉県東津守羽島野6丁目21番地4
電話番号：03-4232-2510
営業時間：平日9：00～18：00